

4 患者について

Q1 患者さんの年齢で多い年齢層は？

A1 50代後半から80代の方が多いいわれています。公式確認前にも水俣病と同じ症状でたくさんの命が奪われていますので、正確にはわかりません。

Q2 今も苦しんでいる患者さんはいるのか。

A2 症状はそれぞれ違いますが、たくさんの患者がいらっしゃいます。日常生活が困難な方は水俣市の明水園という施設(水俣病認定患者の施設)で生活をされている方もおられます。

Q3 水俣病の患者さんやその家族の方の苦しみや願い。

A3 病状の苦しさ、身体的な辛さ、家族を病気で失った辛さはもちろんのこと、地域内の身近な人たちからの差別や偏見、いじめなど精神的な苦痛が辛い、苦しいという方も多くおられます。語り部講話では、相手の立場になって考え、差別や偏見、いじめを行わないようにしてほしいといったことを話されます。

Q4 胎児性水俣病のかたのお母さんで水俣病にかかっていない方はいらっしゃるのか。

子どもさんが胎児性水俣病になったお母さんの健康状態はどうでしたか。

A4 それぞれの方で症状のちがいはありますが、お母さんにも水俣病の症状はあります。栄養と一緒にメチル水銀が胎盤を通り抜け、胎児にメチル水銀が蓄積しますので、母親の水銀量は少ないため比較的症状の軽い場合が多く見られます。

Q5 水俣病にかかった人は、病気の他に苦しいことはどんなことか。

A5 いじめや差別が辛かったといわれます。特に、地域内や近所、あるいは親戚から受けた差別やいじめは非常に苦しく心が深く傷ついたようです。

Q6 水俣病の患者やその家族の方は、どのような思いや願いをもっていらっしゃるのだろう。

A6 患者やその家族は、それぞれの考えや立場があり、一概にはいえませんが、水俣病のことを理解して差別や偏見をなくすこと、水俣病のような公害を二度と起こしてほしくないことなど、それぞれの想いを広く伝え、理解してほしいと願っておられると思います。

Q7 水俣病の患者の数は何人か？

水俣病と認定された人はどれくらいいらっしゃいますか。また、認定されるとどうなるのですか。

A7 水俣病認定患者数は、熊本県 1,784 名 鹿児島県 493 名 計 2,282 名(2018年3月31日付)です。認定をされると、補償金の支払いと、医療手帳が交付されます。その他にも認定患者ではないが、何らかのメチル水銀被害を受け、救済対象者として認められた被害者が、67,545 名です。

Q8 裁判が長く続いたのはなぜですか。

A8 様々な要因が考えられますが、例えば、水俣病認定に関する制度的な問題、原告である患者側の納得できる結果が出ない、その抜本的な救済策が進まないことなどが要因と考えられます。

Q9 水俣病の患者さんたちの生活を知りたい。

被害者の方は今どのようにしていらっしゃいますか。

A9 症状や家庭環境などによって違います。比較的症状が軽い患者の方々は、みなさんと同じように自宅で生活しています。症状が重いあるいは進んでしまった方で自立できない場合は、認定患者の施設である明水園や老人福祉施設などへ入所しておられますし、家族の介助を受けられる方は自宅で生活をされている方もいらっしゃいます。

Q10 水俣病はうつらないとわかっているのに、今もいやな思いをしている人はいるのか

A10 水俣病はうつらと思う人はいないと思いますが、理解不足で差別や偏見なくならない現状があります。情報が足りていない、分かってほしいなどの問題があると思います。

水俣では、相手の立場を尊重して協働して取り組む「もやい直し」という取り組みを行っており、水俣病のことを理解しようという人も少しずつ増えてきていますが、まだまだ水俣病や患者に偏見を持つ人も多くいます。

Q11 チツソとの交渉など、今でも解決していない問題について。

A11 患者さんとチツソとの交渉で解決できない問題は、裁判が行われています。今も裁判が続いている問題もあります。最初の裁判ではチツソの責任と損害賠償が問題になりました。その後の裁判では被害者の水俣病認定と損害賠償、国・県に責任などが争点となっているようです。

Q12 水俣病は続いていますか。

A12 現在もまだ水俣病は解決していません。

裁判も続いていますし、認定申請を行っている被害者や慢性的な症状で苦しんでいる患者さんも数多くいらっしゃいます。

Q13 国や県にどのようなことを要望されますか。

A13 適正な補償と救済を望まれていると思います。それぞれの患者さんの考えは違いますが、きちんと謝罪をし、二度とこのような公害を起こさないようにしてほしいという願いがあると思います。

Q14 水銀に関する水俣条約のことを患者さんはどのように思われていますか。

水俣条約が制定されましたが、患者さんや水俣市民はどう受け止めていらっしゃるか。

A14 水俣病の教訓が世界で受け止められたということは、悲劇を繰り返さない、環境を守ることを発信している水俣市民や患者にとっては、とても意味のあることだと思います。今後、教訓が十分に反映され、水銀の規制につながっていくことを期待しています。

Q15 患者さんはどのような薬を飲まれていますか。

A15 水俣病を治す薬はありません。対処療法として、痙攣・こむらがえりをおさえる薬や、痛み止めなどを飲まれているようです。1日に20種類以上の薬を飲まれている方もいらっしゃいます。

Q16 裁判は続いているのですか。

A16 水俣病の裁判はのべ20件以上あり、今も続いている裁判もあります。最初の裁判ではチツソの責任と損害賠償が問題になりました。その後の裁判では被害者の水俣病認定と損害賠償、国・県に責任などが争点となっているようです。

Q18 水俣病の裁判で勝訴した患者さんたちは、十分満足できる結果だったのだろうか。(補償や謝罪)

A18 満足のいく結果かどうかは、個々の考えなどがありますので分かりません。しかし、苦渋の決断だったり、これ以上裁判を続けられないという気持ちがあったといわれる方もおられたと聞いています。

Q19 水俣病を発見した人は誰か。(尽力してきた人物)

A19 チッソ付属病院の細川一院長です。細川院長は、小児科の医師を水俣保健所へ派遣し、原因不明の神経疾患児続発を報告(水俣病発生の公式確認)しました。

Q20 水俣市以外のメチル水銀の被害者は同じように救済されたのか。

A20 水俣市以外で生活をされている方も、救済申請の条件が揃っていれば救済されます。しかし、申請条件の中に被害地域の線引きがあり、対象地域外の場合は救済対象外となります。

Q21 水俣病患者さんは、生活に困ったとありましたが、具体的にどのような生活を送られていたのですか。(水俣病が発生した当時)

A21 原因不明で治療法もわからない病気に苦しむ患者や家族の悲しみや苦労は深刻でした。病気がうつるのではないかという不安から、患者やその家族は近所で買い物もできないなどの差別を受け、地域社会からも疎外され、身体の痛みのため仕事につくこともできず、非常に苦しい生活をされていたと聞いています。(漁師さんたちは、生活の糧である舟を手放して、家族を支えていたという話もあります。)

Q22 何人の方が水俣病で亡くなっているのか。

A22 公式に認定された患者さんは、2,282名、死亡者はそのうちの1,930名(熊本県1,789名、鹿児島県493名/2018年3月31日現在)です。しかし、1956年5月1日、水俣病の公式確認の日以前に同じような症状でたくさんの方が亡くなられており、実際の正確な人数は分かりません。

Q23 患者さんの身体や心を癒す施設や仕組みなどについて

A23 水俣病患者の方々の療養施設として水俣市立明水園が開設されています。入所されている患者さんたちが、日々を穏やかに過ごせるよう医療・生活支援を行っています。また、共同作業所ほっとはうすなどでは、仕事をすることで生きがいを見出されている患者さんもいらっしゃいます。

Q24 入院費や治療費はどうなっているのか。

A24 水俣病認定患者は医療費などをチッソが支払っており、医療手帳などを持っている人は国と県が負担しているので本人負担はありません。

Q25 最初に水俣病といわれた人は誰か。

A25 水俣病の公式確認されている第1号の患者となった水俣市出月に当時住んでいた5歳11ヶ月の女の子ですが、その時は水俣病という名称は使われていませんでした。。

Q26 患者の人たちを支えてくれたものはなんだったのでしょうか。

A26 家族や全国から訪れた支援者の人たちと患者の生きようとする力ではないかと思います。1968年に結成された水俣病市民会議や熊本県の労働団体や支援団体など、たくさんの方々が支えになったと思います。

Q27 見舞金契約の「死者」30万円という低いお金をなぜうけざるを得なかったの？

A27 病気で仕事をすることもできず、日々の生活にも追われ困窮している状況で、工場正門前で座り込みを行っていました。季節は12月、先の生活など何も見えず、生きていくための苦渋の決断だったと思います。

Q28 病院に両親が入院し、家では子ども同士で朝ご飯を作って食べ、学校に遅刻したこともあったと聞いた。その際学校側の理解がなかったと聞いたがどうか？

A28 この様な状況の子供たちがいたことは聞いたことがあります。学校側がどのように捉えていたのかわかりませんが、水俣市全体が水俣病をタブー視している状況の中で、水俣病に積極的に係わりとする先生は少なかったのではないかと思います。

Q29 水俣病の患者に認められる場合と認められない場合のちがいは何か。

水俣病の患者は国や県からどのような支援を受けているのか。

A29 認定審査会の10人の医師による診断・検討の結果、認定されるかどうかが決まります。認定されるためには、感覚障害や視野狭窄など、複数の症状が必要とされています。認定されると、補償金の支払いと医療手帳が交付されます。認定されなかったことを不服として救済を求めて裁判を続けている方もいます。

また、認定条件を満たしていないもののメチル水銀による健康被害により救済対象となった被害者は、政治解決策や特別措置法により、一時金の支給や医療保障、鍼灸、温泉治療などの支援が受けられます。